

**道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書（案）**

平成30年 6月27日付け 久留米市地域公共交通会議において、下記の事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法 （北野地域よりみちバス）

□ 協議運賃

① 1乗車あたり 200円

ただし、次の方は100円で利用できるものとする。

- 小学生及び未就学児（未就学児は保護者同伴で無料）
- 障害者の方（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳提示の場合）
- 運転経歴証明書提示者（運転免許自主返納者）
- 路線バス、鉄道の定期券提示者
（久留米市北野地域内及び古賀茶屋駅が起終点のもので有効期限内のもの）
- 西鉄バスグランドパス65（有効期限内のもの）提示者

② 北野地域1日バス乗車券 1枚 300円

- 1日バス乗車券の購入により「北野地域よりみちバス」並びに西鉄バス久留米（株）の運行する「路線バス北野線」が1日何度でも利用できるものとする。
- 1日バス乗車券の有効期限は使用日印欄に押印した日付に限る。
- 「路線バス北野線」での利用は、久留米市北野地域内の乗降のみ可能とする（両筑苑～石崎間）。
- 1日バス乗車券は「よりみちバス車内」「（有）北野猪口タクシー本社」で購入可能

③ 定期券 1枚 1,000円 【変更・新設】

- 定期期間は発行日から1ヶ月間とする。
- 定期券は「よりみちバス」車内で購入可能

④ その他

- 北野地域よりみちバスの運賃支払いに使用できる100円券を発行

平成30年 月 日
久留米市地域公共交通会議
会長 森 望

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書（案）

平成30年 6月27日付け 久留米市地域公共交通会議において、下記の事項に関し、協議が
調ったことを証明する。

記

協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法（城島地域よりみちバス）

□ 協議運賃

① 1乗車あたり 200円

ただし、次の方は100円で利用できるものとする。

- 小学生及び未就学児（未就学児は保護者同伴で無料）
- 障害者の方（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳提示の場合）
- 運転経歴証明書提示者（運転免許自主返納者）
- 路線バス、鉄道の定期券提示者
（久留米市城島地域内及び下林・江見バス停、犬塚駅が起終点のもの）
- 西鉄バスグランドパス65（有効期限内のもの）提示者

② 城島地域1日バス乗車券 1枚 300円

- 1日バス乗車券の購入により「城島地域よりみちバス」並びに西鉄バス久留米（株）
の運行する「路線バス大善寺線」が1日何度でも利用できるものとする。
- 1日バス乗車券の有効期限は使用日印欄に押印した日付に限る。
- 「路線バス大善寺線」での利用は、久留米市城島地域内及び下林間の乗降のみ可能
とする（上城島～下林間）。
- 1日バス乗車券は「よりみちバス車内」「（有）丸金タクシー本社」で購入可能

③ 定期券 1枚 1,000円 【変更・新設】

- 定期期間は発行日から1ヶ月間とする。
- 定期券は「よりみちバス」車内で購入可能

④ その他

- 城島地域よりみちバスの運賃支払いに使用できる100円券を発行

平成30年 月 日
久留米市地域公共交通会議
会長 森 望